

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 等 の 登 録 (保 険 課)

争議行為の実施(劳政訓練課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の役員の住所の変更(〃)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二
件)(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(造林課)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効(〃)

区画漁業権の免許(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第千四十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条
の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上 平 聡	鳥医第三、八二四号	昭和六十三年十月四日
竹 本 直 明	鳥医第三、八二五号	〃
山 本 富 裕 美	鳥医第三、八二六号	〃
国 頭 七 重	鳥医第三、八二七号	〃
岩 永 真 人	鳥医第三、八二八号	〃
安 達 和 彦	鳥医第三、八二九号	〃

千 酌 浩 樹	鳥医第三、八三〇号	〃
三 木 統 夫	鳥医第三、八三四号	昭和六十三年十月十一日
藤 本 陽 子	鳥粟第六七二号	昭和六十三年九月二十六日
山 岡 宮 子	鳥粟第六七二号	〃
中 舎 正 典	鳥粟第六七三号	昭和六十三年九月二十七日
黒 田 典 子	鳥粟第六七四号	昭和六十三年十月七日

鳥取県告示第千四十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

年末一時金等に関する件

二 日時

昭和六十三年十一月十七日午前零時以降本事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院
 気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院
 鳥取市西品治八〇六 大森生協診療所

四 概要

全体的又は部分的に医療行為の停止を行う。

鳥取県告示第千四十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										その他 の検査	備 考		
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 塩基窒 素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペクチ ン消化 率 (%)	D C P (%)			T D N (%)	M E (cal/kg)
堺港市 松景精麦株式会 社山陰工場	堺港市外江字彦 男新田3749 松景精麦株式会 社山陰工場	自家配用加熱圧べんとう もちとし	63.10	8.7	4.0	3.3	1.7	0.02	0.27								
		飼料用皮むき圧べん麦	63.10	11.1	2.3	4.3	2.2	0.04	0.33								
堺港市 山陰くみあい飼 料株式会社	堺港市外江町 3743—1 山陰くみあい飼 料株式会社	くみあい標準配合飼料 ペコ—チツク前期	63.9	22.0	4.2	3.0	5.5	0.96	0.68						2860		
		くみあい標準配合飼料 ペコ—チツク中期	63.10	18.8	3.3	3.2	4.5	0.91	0.80						2810		
		くみあい標準配合飼料 ペコ—チツク後期	63.9	14.2	3.8	4.1	5.9	0.90	0.68						2720		
		くみあい配合飼料 フレンドリー17	63.10	17.7	4.2	3.0	11.4	3.33	0.63					2800			
		くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトC春秋用	63.9	15.9	3.5	2.9	4.6	0.70	0.52			13.1	77.0				
		くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトAマッシュ	63.9	19.0	4.8	1.4	4.8	0.92	0.63			16.7	80.2				
		くみあい配合飼料 和牛繁殖連産1号	63.10	17.0	2.2	5.3	6.8	0.79	0.89			13.6	67.5				
		くみあい二種混合飼料 細目	63.9	9.3	3.8	1.6	1.9	0.22	0.34								

注 1 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第千四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	山口一良	倉吉市巖城一一九六
"	山本幸人	" 小田一九二
"	河本三男	" 下古川一六八
"	伊東利春	" 新田二六六
"	尾崎光春	" 中江九〇
"	松本 秋	東伯郡北条町大字江北六二一
"	磯江美彰	" 二六一一
"	井上好長	大字国坂五四四
"	井上輝藏	" 二五三
"	岸田喜代治	大字土下一九六
"	岩垣輝夫	大字島五八〇
"	矢木 稔	大字北尾四八八
"	中田勝美	大字田井一三四
"	根鈴一雄	大字松神七六四
"	谷本正和	大字曲三一六

就任した役員の氏名及び住所

昭和六十三年十月二十三日退任

"	大西義信	" 大栄町大字東園四〇三
"	田中明行	" 大字西園一一三〇
"	山崎祥雄	" 大字瀬戸六六
監事	西谷重幸	倉吉市古川沢一九三
"	西村一幸	東伯郡北条町大字江北八三一
"	田熊茂美	" 大字米里二六八一
"	奥田 泰	" 大栄町大字六尾四七五
理事	栢田光好	倉吉市巖城七六一
"	山本幸人	" 小田一九二
"	河本三男	" 下古川一六八
"	伊東利春	" 新田二六六
"	福田勝頼	" 穴窪二五一
"	引田鉄一	東伯郡北条町大字江北九一
"	佐倉時雄	" 一七九三
"	井上好長	大字国坂五四四
"	井上輝藏	" 二五三
"	野田欽一	大字土下一六六一
"	田熊茂美	大字米里二六八
"	宇田川義徳	大字島六四一―三
"	浜本武喜	大字弓原六〇三
"	木村信行	大字下神六三七

" 谷 本 正 和 " 大字曲三一六
 " 大 西 義 信 " 大栄町大字東園四〇三
 " 田 中 明 行 " 大字西園一一三〇
 " 岡 崎 勸 " 大字六尾一七四
 監 事 西 谷 重 幸 倉吉市古川沢一九三
 " 西 村 一 幸 東伯郡北条町大字江北八三一
 " 岩 垣 輝 夫 " 大字島五八〇
 " 穂 近 英 明 " 大栄町大字瀬戸四四九
 昭和六十三年十月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第千四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	大畑 昌 瞭	
	変更前	変更後
	倉吉市大谷八七八一	倉吉市大谷八七七七

鳥取県告示第千四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第千四十九号

日南町が行う土地改良事業に係る下三栄地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十号

溝口町が行う土地改良事業に係る福岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字朧山六五一の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字吉ヶ谷山二一〇の九、二一一の三、二一一の一
から二一一の一三まで、菅沢字秋原山五五六の三三から五五六の三五ま
で

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字中倉二〇一四の七、二〇一四の九（以上二筆国
有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第五十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基
づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定
により告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
九	川上 良英	東伯郡関金町大字堀一九四	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	川上良英 苗畑	東伯郡関金町大字堀
十三	小椋 幸雄	大字木地山六三朝町		小椋幸雄 苗畑	大字木地山三朝町
十九	小椋 光治	八七		小椋光治 苗畑	
二十三	村西 博行	大字穴鴨三八		村西博行 苗畑	大字穴鴨
二十四	村西 俊成	一		村西俊成 苗畑	
二十五	田中 衛	七		田中衛 苗畑	
二十九	矢田 幸雄	九		矢田幸雄 苗畑	
三十	遠藤 良次	一		遠藤良次 苗畑	
三十九	田栗 芳子	〇五		田栗芳子 苗畑	大字柿谷
四十五	吉田 博明	七三		吉田博明 苗畑	大字西小鹿
百九十二	小椋 明子	一		小椋明子 苗畑	大字木地山
二百二十五	中原 一義	九		中原一義 苗畑	大字俵原

鳥取県告示第五十五号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、区

画漁業権を次のとおり免許したので告示する。

昭和六十三年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 免許番号
海区第二号
- 二 漁業権者の住所及び名称
気高郡気高町大字八束水二七六六
浜村漁業協同組合
- 三 免許の内容
昭和六十三年九月二十七日付鳥取県告示第九百一号（区画漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の一の2のとおり
- 四 制限又は条件
県告示の一の3のとおり
- 五 存続期間
昭和六十三年十一月一日から昭和六十五年十月三十一日まで
- 二一 免許番号
海区第三号
- 二 漁業権者の住所及び名称
気高郡青谷町大字青谷二〇二二
夏泊漁業協同組合
- 三 免許の内容

ばちんこ遊技機													遊技機の種類		
リムジンPー八	ストレンジャーI	ピークルI	スペースキャノンII	ピエロ二号	ファイター	ピーコック三号	ニューミラクルチャンSP二	スーパードルFPP一	ドンスペシャルB	ドンスペシャルA	カエデII	アルファ一	ステップQ	ポセイドンI	型 式
株式会社ソフィア		株式会社三共			株式会社三洋物産			豊丸産業株式会社			株式会社ニューギン				製造業者名

回胴式遊技機				
アベックス三〇一	クルクルボール二	パールセブン	エルライン	ザ・カンフー
サミー工業株式会社	マルホン工業株式会社	株式会社大同		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】